

若松税理士事務所通信

平成31年 1月号 No.74

<ごあいさつ>

明けましておめでとうございます。昨年中は、大変お世話になりました。今年も、何卒よろしく願い申し上げます。今年の1月で当事務所は、8年目を迎えます。今後も、より一層努力をして参りますので、何卒ご指導とご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

<確定申告のご案内>

今年も、個人の確定申告時期が近づいて参りました。

なお、申告時期は2月16日～3月15日までです。

通常、サラリーマンのように、1つの会社にご勤務されておられる方は、12月の年末調整により、確定申告に準じた手続きで完了致します。しかしながら、次の条件に当てはまる方は、確定申告が必要です。

- ① 給与の収入が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方 ⇒例：土地・建物を貸している方、保険金を受け取った方、臨時的報酬を得ている方。
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（②と同様）の合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗などの地代家賃などの支払いを受けた方

なお、事業を営んでいる方、不動産の賃貸経営をされている方、株の売買や投資信託などを行っている方は、同様に確定申告が必要となります。

また、新しくマイホームを住宅ローンで購入された場合、住宅ローン控除を受けるためには、初年度は、必ず確定申告をする必要があります。

その他、確定申告の必要がない方も、医療費が年間で一定額以上（目安は 10万円以上）を支払った方や寄附（ふるさと納税等）をされた方、株等の売買で損をされた方などは、あえて確定申告（還付申告）をされた方が、有利になる場合もございます。

そのため、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）、領収書（医療費、寄附金）、住宅ローン控除申告書および借入金年末残高証明書等は、早めにご準備をしましょう。

<12・1月の税金関係>

- ① 11月決算の確定申告・5月決算の中間申告
- ② 源泉所得税（原則・毎月）の納付…1月10日（水）
源泉所得税（納期の特例）の納付…1月21日（月）
- ③ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ④ 固定資産税の第4期分の納付…2月末日
- ⑤ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日

<事務所移転の予定のお知らせ>

当事務所は、2月1日に下記住所へ移転致します。

なお、電話・FAX番号も変更となります。

〒751-0837 下関市山の田中央町4-17

★電話番号：083-234-1448⇒242-1448

FAX番号：083-234-1449⇒242-1449

※1月31日・2月1日は、電話・FAXを受けられない可能性がありますので、よろしくお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（2才）の3児の父親として育児に奮闘しております。

今年のクリスマスプレゼントは、それぞれの欲しい物をサンタさんにお手紙を書いてお願いをしました。ちなみに、長男は漢字の勉強セット、次男は大型絵本、長女はお人形です。また、じじ・ばば達からはドンジャラとマンカラを頂きました。ちなみに、25日にはインフルエンザのおまけ付き…。なんと、妻・子供三人、妻のじじ・ばば、義兄家族2人の同時発症です。外出禁止のため、おかげでドンジャラが大活躍でした。なんとか今年も、大晦日に川棚で瓦そばを食べ、クスの森に行き、年越しができました。今後も、諸先輩方には、子育て等色々にご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市南部町2-7-2F

（弁護士法人ラグーン本店2階）

電話：083-234-1448

FAX：083-234-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

